

○指定医療機関等の標示について

生活保護法における指定を受けた医療機関等は、指定を受けていることがわかるように、掲示する必要があります。

《参考》

■生活保護法施行規則第 13 条

指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第 3 号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

■様式第 3 号

○生活保護指定（医）○ 病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護事業所、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者
--

※この標示の規格については、
縦 12.5cm 横 5.5cm 程度とする。

※（ ）内のうち、指定内容を記載。